岡山県公報

発行　岡山県

目　次

【規　則】		
○岡山県行政組織規則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則		障害福祉課
【告　示】（県例規集登載）		
○自然公園における公園事業の変更		自然環境課
○救急病院の認定		医療推進課
○精神通院医療を担当する医療機関の指定		健康推進課
○精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃
○指定通所支援の事業の廃止の届出		指導監査課
○指定居宅サービス事業者の指定		〃
○〃		〃
○指定障害福祉サービス事業者の指定		〃
○〃		〃
○〃		〃
○〃		〃
【公　告】		
○岡山県自然環境保全審議会からの答申		自然環境課
○岡山県医療審議会からの答申		医療推進課
○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請		農村振興課
○都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止		都市計画課
○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課
○落札者等の決定		用度課
○〃		教育委員会
【人事委員会】		
○令和七年度岡山県警察行政職員Ｂ採用試験の実施		人事委員会
○令和七年度岡山県職員Ｂ採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施		〃
【選挙管理委員会】		
○不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正		選挙管理委員会
○〃（以上県例規集登載）		〃
○個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し		〃
【監査公表】		
○監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表		監査事務局
【公安委員会】		
○岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（県例規集登載）		交通規制課
【警察本部】		

目次	○　令和七年度第二回岡山県警察官採用試験の実施
担当課（室）	警務課
目次	
担当課（室）	

◎岡山県規則第五十五号

岡山県行政組織規則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県行政組織規則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

（岡山県行政組織規則の一部改正）

第一条　岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条第三項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　障害者医療費公費負担制度に関すること。

（岡山県事務処理規則の一部改正）

第二条　岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三障害福祉課の部６の項１中「岡山県心身障害者医療費公費負担制度補助金交付要綱」を「岡山県障害者医療費公費負担制度補助金交付要綱」に改め、同項２を削り、同部７の項中「心身障害者医療公費負担事業」を「障害者医療公費負担事業」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百三十六号

岡山県立自然公園条例（昭和四十八年岡山県条例第三十四号）第八条第一項の規定により、備作山地県立自然公園の公園事業を次のとおり変更した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

公園事業の名称及び種類	事業地	施設の規模
明地峠園地（園地）	新見市千屋花見	区域面積一八・八ヘクタール

◎岡山県告示第三百三十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　病院の名称及び所在地

1　名称

医療法人　創生会　渡辺胃腸科外科病院

2　所在地

倉敷市玉島上成五三九―五

二　認定年月日

令和七年七月一日

三　認定の有効期限

令和十年六月三十日

一　病院の名称及び所在地

1　名称

医療法人　天馬会　チクバ外科胃腸科肛門科病院

2　所在地

倉敷市林二二一七

二　認定年月日

令和七年七月一日

三　認定の有効期限

令和十年六月三十日

◎岡山県告示第三百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

指定した医療機関

名　称　訪問看護ステーション心頼

所在地　倉敷市笹沖四二五―二

指定年月日　令和七年七月一日

◎岡山県告示第三百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

指定を更新した医療機関	所在地	更新年月日
名称		
美作市立大原病院	美作市古町一七七一―九	令和七年七月一日
アサヒ薬局　河辺店	津山市河辺九三三―一三	令和七年七月一日

◎岡山県告示第三百四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　事業所の名称及び所在地

１　名称

こあきっずぱるむ

２　所在地

苫田郡鏡野町円宗寺一〇〇〇―四

二　事業者の名称及び主たる事務所の所在地

１　名称

合同会社Ｃｏ―Ｃｒｅａｔｉｏｎ

２　主たる事務所の所在地

苫田郡鏡野町円宗寺一〇〇〇―四

三　廃止年月日

令和七年六月三十日

四　事業所番号

三三五三五〇〇〇四八

五　サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第三百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　事業所の名称及び所在地

1　名称

訪問介護事業所ホープ

2　所在地

美作市真神六八七―一

二　事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1　名称

一般社団法人ともえ

2　所在地

美作市湯郷三二三―一

三　指定年月日

令和七年七月一日

四　介護保険事業所番号

三三七三七〇〇九九〇

五　サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第三百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　事業所の名称及び所在地

1　名称

デイサービスセンターそらいろ

2　所在地

赤磐市西軽部一二六〇

二　事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1　名称

ソエル株式会社

2　所在地

赤磐市桜が丘西九丁目一七番一七号

三　指定年月日

令和七年七月一日

四　介護保険事業所番号

三三七二二〇一五七八

五　サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第三百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　事業所の名称及び所在地
　１　名称
　　ヘルパーステーションこすもす
　２　所在地
　　美作市東青野八四四番地一

二　事業者の名称及び主たる事務所の所在地
　１　名称
　　ハピニティー株式会社
　２　主たる事務所の所在地
　　美作市川上三〇番地一

三　指定年月日
　令和七年七月一日

四　事業所番号
　三三一一五〇〇二四七

五　サービスの種類
　居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第三百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　事業所の名称及び所在地
　１　名称
　　訪問介護事業所ホープ
　２　所在地
　　美作市真神六八七―一
二　事業者の名称及び主たる事務所の所在地
　１　名称
　　一般社団法人ともえ
　２　主たる事務所の所在地
　　美作市湯郷三二三―一
三　指定年月日
　令和七年七月一日
四　事業所番号
　三三一一五〇〇二五四
五　サービスの種類
　居宅介護

◎岡山県告示第三百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　事業所の名称及び所在地

１　名称

ヘルパーステーションいるかいご

２　所在地

浅口市寄島町一六〇八九番一六

二　事業者の名称及び主たる事務所の所在地

１　名称

医療法人福嶋医院

２　主たる事務所の所在地

浅口市寄島町三〇七二番地

三　指定年月日

令和七年七月一日

四　事業所番号

三三一一六〇〇二三七

五　サービスの種類

共生型居宅介護、共生型重度訪問介護

◎岡山県告示第三百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　事業所の名称及び所在地
　１　名称
　　訪問介護事業所α
　２　所在地
　　赤磐市桜が丘東一丁目一番一一〇三号
二　事業者の名称及び主たる事務所の所在地
　１　名称
　　合同会社ａｃｔ．ＰＬＳ
　２　主たる事務所の所在地
　　赤磐市桜が丘東一丁目一番一一〇三号
三　指定年月日
　令和七年七月一日
四　事業所番号
　三三一一三〇〇三二五
五　サービスの種類
　同行援護、行動援護

〔二九二〕岡山県自然環境保全審議会から次のとおり答申があった。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　諮問年月日

令和七年六月六日

二　答申を受けた年月日

令和七年六月十日

三　諮問及び答申の事項

備作山地県立自然公園に係る公園事業の変更について

四　その他

諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び岡山県備中県民局において閲覧することができる。

〔二九三〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　諮問年月日　令和七年六月十八日

二　答申を受けた年月日　令和七年六月二十日

三　諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（医療法人　創生会　渡辺胃腸科外科病院）

四　その他

答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

一　諮問年月日　令和七年六月十八日

二　答申を受けた年月日　令和七年六月二十日

三　諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（医療法人　天馬会　チクバ外科胃腸科肛門科病院）

四　その他

答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔二九四〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
吉備中央町黒土四四一番四	田	六二一

二　申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和七年九月一日	権利の始期から令和十二年八月三十一日まで	三、一〇五円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

五　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1　提出期限

令和七年七月十五日（火）

2　提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3　記載事項

(1)　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2)　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3)　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4)　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5)　意見の趣旨及びその理由

(6)　その他参考となるべき事項

〔二九五〕令和七年五月三十日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

令和七年七月一日

岡山県　代表者　岡山県知事　伊　原　木　　隆　　太

中止する公聴会

公聴会に係る都市計画の案	津山広域都市計画道路の変更
公聴会の日時	令和七年七月九日午後二時から
公聴会の場所	津山市山北五二〇番地 津山市役所二階 大会議室

〔二九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字大畔二九五三番、二九五四番一、二九五五番一、二九五五番二、二九五六番一、二九五六番二

二　許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市秦三八〇番地二

社会福祉法人　すずらん保育園

理事長　板野　敬二

三　許可年月日及び許可番号

令和六年十一月二十九日岡山県指令建指第三二六号

〔二九七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　落札物品の名称及び数量
　水素雰囲気炉システム　一式
二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
　岡山県出納局用度課
　岡山市北区内山下二丁目四番六号
三　落札者を決定した日
　令和七年五月三十日
四　落札者の名称及び所在地
　新青山株式会社
　岡山市北区兵団三番二七号
五　落札金額
　四六、一八九、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、一九九、〇〇〇円）
六　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
七　入札公告日
　令和七年四月十八日

〔二九八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年七月一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　借上件名及び数量
館内基幹ネットワーク機器　一式

二　契約期間
令和七年十二月一日から令和十二年十一月三十日まで

三　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県立図書館総務・メディア課
岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

四　落札者を決定した日
令和七年六月五日

五　落札者の名称及び所在地
ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社中国支店岡山営業所
岡山市北区奉還町三丁目二二番一〇号

六　落札金額
一月当たり二、五五四、五三〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二三二、二三〇円）

七　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

八　入札公告日
令和七年四月二十五日

◎岡山県人事委員会公示第七号

令和七年度岡山県警察行政職員Ｂ採用試験を次のとおり実施する。

令和七年七月一日

岡山県人事委員会委員長　安　田　　寛

一　試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員Ｂ	若干名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二　受験資格

１　平成十六年四月二日から平成二十年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和八年三月三十一日までに卒業見込みの者

(2)　岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

２　次のいずれかに該当する者は、１に該当する者であっても受験することができない。

(1)　日本の国籍を有しない者

(2)　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三　試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

１　第一次試験

(1)　教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2)　作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(3)　適性検査

性格、心理等について検査を行う。

２　第二次試験

口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

四　試験の期日及び試験会場

１　第一次試験

試験の期日	試験会場
令和七年九月二十八日（日曜日）	岡山市北区津島中二丁目一番一号 岡山大学一般教育棟

２　第二次試験

試験の期日	試験会場
令和七年十一月六日（木曜日）から同月八日（土曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五　合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和七年十月十五日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和七年十一月下旬	合格者の受験番号

六　採用及び採用後の給与

１　採用

(1)　第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2)　採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和八年四月一日とする。

(3)　採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

２　給与

(1)　令和七年四月採用者（新卒者）の給料月額は、短期大学卒二一三、六〇〇円、高等学校卒二〇〇、五〇〇円である。

(2)　諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七　受験手続

１　試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

２　受験申込書は、令和七年七月一日（火曜日）から同年八月十四日（木曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

３　インターネットによる受験申込みは、令和七年七月一日（火曜日）から同年八月十四日（木曜日）の期間中、岡山県警電子申請サービスにおいて受け付ける。

八　その他

１　試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

２　受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山

県人事委員会事務局等で交付する。また、受験案内は岡山県人事委員会事務局及び岡山県警察本部のホームページからもダウンロードすることができる。

３　受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

４　六１(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第八号

令和七年度岡山県職員Ｂ採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

令和七年七月一日

岡山県人事委員会委員長　安　田　　寛

一　試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

１　岡山県職員Ｂ

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
事　務	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
土　木	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
林　業	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
電　気	若干名	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

２　市町村立小・中学校事務職員

試験区分		採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
小・中学校事務	Ａ	八名程度	市町村立小・中学校等（岡山市立であるものを除く。）において、学校事務に従事する。
	Ｂ	五名程度	

二　受験資格

１　岡山県職員Ｂ

平成十六年四月二日から平成二十年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和八年三月三十一日までに卒業見込みの者

(2)　岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

２　市町村立小・中学校事務職員

Ａ区分

平成七年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者

Ｂ区分

平成十六年四月二日から平成二十年四月一日までに生まれた者

３　次のいずれかに該当する者は、１又は２に該当する者であっても受験することができない。

(1)　日本の国籍を有しない者

(2)　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三　試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

１　第一次試験

試験区分	種目	内容
事務 小・中学校事務	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。
	適性検査	性格、心理等について検査を行う。
土木	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。
	専門試験	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基礎力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工等について、択一式による筆記試験を行う。
	適性検査	性格、心理等について検査を行う。
農業土木	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。
	専門試験	農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業と情報等）等について、択一式による筆記試験を行う。
	適性検査	性格、心理等について検査を行う。
林業	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。

		専門試験	森林経営、森林科学、林産物利用、測量等について、択一式による筆記試験を行う。
		適性検査	性格、心理等について検査を行う。
電気	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。	
	専門試験	数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・情報等について、択一式による筆記試験を行う。	
	適性検査	性格、心理等について検査を行う。	

2　第二次試験

(1)　作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(2)　口述試験

個別面接により行う。

四　試験の期日及び試験会場

1　第一次試験

試験の期日	試験会場
令和七年九月二十八日（日曜日）	岡山市北区津島中二丁目一番一号 岡山大学一般教育棟

2　第二次試験

試験の期日	試験会場
令和七年十月二十五日（土曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎
令和七年十月二十五日（土曜日）から同年十一月二日（日曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	

五　合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容

第一次試験	令和七年十月八日（水曜日）
第二次試験	令和七年十一月中旬

合格者の受験番号

合格者の受験番号

六　採用及び採用後の給与

１　採用

(1)　第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2)　採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和八年四月一日とする。

(3)　採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

２　給与

(1)　令和七年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二〇〇、五〇〇円である。

(2)　諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七　受験手続

試験を受けようとする者は、令和七年七月一日（火曜日）から同年八月十五日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八　その他

１　試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

２　受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。

３　受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

４　六１(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県選管告示第五十二号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和七年六月二十四日から適用する。

令和七年七月一日

岡山県選挙管理委員会
委員長　大　林　裕　一

表老人ホームの項中

岡山市友楽園	岡山市中区平井四―一三―三三

を

創心会アシストリビング大安寺	岡山市北区日吉町一四―三
岡山市友楽園	岡山市中区平井四―一三―三三

に、

津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇―一

を

地域密着型特別養護老人ホームくらしき日和平田	倉敷市平田八五五
津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇―一

に改める。

◎岡山県選管告示第五十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

岡山県選挙管理委員会

委員長　大　林　裕　一

表老人ホームの項中「倉敷市琴浦園」を「養護老人ホームしおかぜ琴浦園」に、「倉敷市児島唐琴三―一四―五」を「倉敷市児島上の町三―二―二〇」に改める。

◎岡山県選管告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、倉敷市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和七年七月一日

岡山県選挙管理委員会

委員長　大林裕一

施設の名称	所在地	施設の管理者	施設の程度			指定取消年月日
			面積（㎡）	収容人員	照明	
国民宿舎良寛荘	倉敷市玉島柏島四七八	株式会社倉敷国際ホテル	会議室　一〇五・一六 研修室　一一九・九二 大広間（一～三）二六四	四〇 七〇 一〇〇	有 有 有	令和七年六月二日

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和七年七月一日

岡山県監査委員　荒　島　俊　造
岡山県監査委員　渡　辺　知　典
岡山県監査委員　浅　間　義　正
岡山県監査委員　飛　山　美　保

監査対象団体 （監査対象団体を所管する県の部局）	監査実施年月日	監査結果公表年月日
井原鉄道株式会社 （県民生活部）	令和７年２月17日	令和７年３月28日
監査の結果（指摘事項） 令和６年５月から令和７年１月にかけて、パート社員が伝票の改ざん等により現金を着服し、1,243,480円の被害が生じた。		
措置の状況 業務の適正な執行については、再発防止策として、社員に対するコンプライアンス教育や現場監査を充実させたほか、今回の原因となったシステムを改修（令和７年４月 16 日運用開始）し、恒久的なチェック機能の強化を図るなど、内部統制機能による管理体制を見直すことで、信頼回復に向けた取組を進めている。 また、現金を取り扱う全ての駅について、当該事案の発生した年度を含む過去５か年（令和２年度から令和６年度）の会計帳簿等を調査した結果、他に不適切な事案がなかったことを確認したが、過去に生じた事案による再発防止策が十分機能していなかったことを真摯に受け止め、チェック機能が適正に働くよう社を挙げて継続的に取り組むことにより、健全な業務運営に努めていく。		

公益財団法人岡山県育英会 （教育庁）	令和７年１月21日	令和７年３月28日
監査の結果（指摘事項） 令和５年度末の奨学金未収償還金が、前年度末に比べ総額は減少しているものの、310,863,184円と多額になっており、早期解消が必要である。		
措置の状況 近年特に取組を強化している過年度滞納者に対する電話及び訪問による督促を、粘り強く継続実施した効果が顕著に現れ、前年度末に比べて未収償還金が大幅に減少している（令和５年度減少額 約 730 万円→令和６年度減少額 約 2,980 万円）。 長期滞納者に対しては、引き続き分割返還申請書の提出を強く働きかけ、計画的な返還の意識付けを強化するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、積極的に法的措置や債権委託回収会社を活用する。		

◎岡山県公安委員会規則第七号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月一日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第三号コを次のように改める。

コ　次に掲げる用務のため現に使用中の車両で公安委員会が交付する通行禁止除外指定車標章（様式第一号）又は他の都道府県公安委員会が交付した通行禁止の適用を除外する旨の標章を掲出しているもの

(1)　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者で、別表第一の上欄に掲げる障害の区分のうち視覚障害に該当する場合において、同表の中欄に掲げる障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別をいう。以下同じ。）に該当する視覚障害者が現に使用中の車両

(2)　医師が緊急往診のため使用中の車両

(3)　保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両

(4)　助産師が直ちに妊産じょく婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両

第四条の二第一項第五号イ中(8)を(10)とし、(2)から(7)までを二ずつ繰り下げ、(1)の次に次のように加える。

(2)　保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両

(3)　助産師が直ちに妊産じょく婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両

第四条の二第二項中「は通行禁止除外指定車標章交付申請書（視覚障害者用）（様式第一号の三）を」を削り、「は駐車禁止除外指定車標章交付申請書（事業者等用）（様式第一号の四）を、」を「及び」に、「駐車禁止除外指定車標章交付申請書（身体障害者等用）（様式第一号の五」を「除外標章交付申請書（様式第一号の三」に改め、同条第三項各号を次のように改める。

一　第一項第三号コに規定する通行禁止除外指定車標章　次に掲げる書類

ア　当該車両に係る用務を疎明する書類

イ　当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書類

二　第一項第五号イに規定する駐車禁止除外指定車標章　次に掲げる書類

ア　当該車両に係る用務を疎明する書類

イ　当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書類

三　第一項第五号ウに規定する駐車禁止除外指定車標章　次に掲げる書類

ア　除外標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書類

イ　除外標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書類

第四条の二第九項に次の一号を加える。

四　標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

第四条の二中第九項を第十項とし、同条第八項中「様式第一号の七」を「様式第一号の六」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「箇所」の下に「（前面ガラスがない構造の車両の場合は、外部から見やすい箇所）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第三号コ又は第五号イ若しくはウに掲げる車両に係る標章（以下「標章」という。）」を「標章」に、「標章記載事項変更届出書（様式第一号の六）により」を「除外標章記載事項変更届（様式第一号の五）に記載事項の変更を証する書類の写しを添えて、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

５　第一項第三号コ又は第五号イ若しくはウに掲げる車両に係る標章（以下「標章」という。）の交付を受けた者は、標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（様式第一号の四）により標章の再交付を受けなければならない。

第四条の三第二項第一号中「申請」を「車両」に、「写し」を「写し又は自動車検査証記録事項が記載された書類」に改め、同条第五項中「箇所」の下に「（前面ガラスがない構造の車両の場合は、外部から見やすい箇所）」を加える。

第六条第一項第二号ア中「駐車禁止」を「法第四十五条に基づく駐車禁止」に、「無余地」を「法第四十五条第二項の規定に基づく無余地」に改め、同号ウ中「不可能」を「困難」に改め、同ウ(1)中「又は」を「若しくは」に、「のため」を「又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同ウ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　貨物車による貨物集配等の用務により一定の区域を定め、駐車する必要がある車両　当該用務先からおおむね百メートルの範囲内

第六条第二項中「提出」を「二通提出」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　第一項第二号ウ(2)及び(3)に掲げる車両　次に掲げる書類

ア　当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書類

イ　当該車両に係る用務を疎明する書類

第六条第三項第二号ア当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書類

ウ　当該車両に係る用務を疎明する書類

第六条第三項第二号ウを次のように改める。

第六条第五項中「（様式第四号）」を削り、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「箇所」の下に「（前面ガラスがない構造の車両の場合は、外部から見やすい箇所）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

６　駐車許可証の交付を受けた者は、駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第四号）により駐車許可証の再交付を受けなければならない。

７　駐車許可証の交付を受けた者は、駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、駐車許可証記載事項変更届（様式第四号の二）に記載事項の変更を証する書類の写しを添えて、速やかに警察署長に届け出て、駐車許可証の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

別表第三の十八の項を次のように改める。

十八　主要地方道岡山吉井線	イ　赤磐市下市四四〇番一地先から赤磐市仁堀中一六七六番一地先に至る間 ロ　赤磐市稲蒔一一六五番地先から和気郡和気町小坂一八四七番二地先に至る間

別表第三の二十三の項ハの次に次のように加える。

	ニ　岡山市中区江並七九番六地先から岡山市中区新築港一番一九地先に至る間

別表第三の二十六の項を次のように改める。

二十六　主要地方道玉野福田線	イ　倉敷市曽原九二一番二地先から倉敷市広江一丁目二七二一番六地先に至る間 ロ　倉敷市林二一九二番一地先から倉敷市林二一九一番三地先に至る間

別表第三の三十の項を次のように改める。

三十　主要地方道佐伯長船線	イ　赤磐市松木五〇七番一地先から赤磐市釣井六番二地先に至る間 ロ　和気郡和気町小坂一八四七番二地先から岡山市東区瀬戸町南方一三番一地先に至る間

別表第三中五十七の十六の項を五十七の十七の項とし、五十七の十五の項を五十七の十六の項とし、五十七の十四の項の次に次の一項を加える。

五十七の十五　倉敷市道林福江線	倉敷市林二一九一番三地先から倉敷市林二〇七五番一〇地先に至る間

様式第一号中

「3　現場において、警察官又は交通巡視員の指示があった場合には、その指示に従ってください。

4　この標章を不正に使用した場合には、返納を命じられることがあります。

5　次の場合は、この標章を速やかに（(3)の場合は、返納命令通知書を受け取った日から10日以内に）返納してください。

(1)　有効期限が経過したとき。

(2)　使用する必要がなくなったとき。

(3)　公安委員会から返納を命じられたとき。

使用者住所

使用者氏名」

を

「3　この標章を使用する場合は、車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両の場合は、外部から見やすい箇所）に掲出してください。

４　現場において、警察官又は交通巡視員の指示があった場合には、その指示に従ってください。

５　この標章を不正に使用した場合には、返納を命じられることがあります。

６　次の場合は、この標章を速やかに（(3)の場合は、返納命令通知書を受け取った日から10日以内に）返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 使用する必要がなくなったとき。

(3) 公安委員会から返納を命じられたとき。

使用者住所

使用者氏名　　」

改める。

様式第１号の三から様式第１号の五までを次のように改める。

様式第１号の３（第４条の２関係）

除外標章交付申請書

年　　月　　日

岡山県公安委員会　殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示されている番号	
除外を受けようとする期間	
除外を受けようとする区間	
除外を受けようとする理由	□以下の公安委員会が定める業務に使用する □以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第１号の４（第４条の２関係）

除外標章再交付申請書

年　　月　　日

岡山県公安委員会　殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第１号の５（第４条の２関係）

除外標章記載事項変更届

年　　月　　日

岡山県公安委員会　殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第一号の六を削り、様式第一号の七を様式第一号の六とし、様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

様式第３号（第６条関係）

駐車許可申請書

年　　月　　日

警察署長　殿

住所（所在地）

申請者　氏名（名称）

電話

番号標に表示されている番号	
許可を受けようとする日時期間	
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	

第　　号

駐　車　許　可　証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条　件	

年　　月　　日

警　察　署　長　　印

備考　１　申請者は太枠内を記入すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第４号（第６条関係）

駐車許可証再交付申請書

年　　月　　日

警察署長　殿

住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第４号の２（第６条関係）

駐車許可証記載事項変更届 年　　月　　日 警察署長　殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県警察告示第二十八号

令和七年度第二回岡山県警察官採用試験を次のとおり実施する。

令和七年七月一日

岡山県警察本部長　工　藤　陽　代

一　試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分		採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察官Ａ	男性	四人	警察本部、警察署等において、個人の生命、身体及び財産の保護に当たり、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序を維持する職務に従事する。
	女性	二人	
警察官Ｂ	男性	十五人	
	女性	七人	

二　受験資格

１　年齢及び学歴

試験区分	受験資格
警察官Ａ	平成四年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの (1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和八年三月三十一日までに卒業見込みの者 (2)　岡山県警察本部が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
警察官Ｂ	平成四年四月二日から平成二十年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。 (1)　学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和八年三月三十一日までに卒業見込みの者 (2)　岡山県警察本部が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

２　次のいずれかに該当する者は、１に該当する者であっても受験することができない。

(1)　日本の国籍を有しない者

(2)　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三　試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

１　第一次試験

試験区分	種目	内容
警察官Ａ	教養試験	大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
	論文試験	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
	適性検査	性格、心理等について検査を行う。
	体力試験	反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシャトルランを行う。
	身体検査１	指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。
	資格加点	七１の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定・経歴について、警察業務に資する専門的技能及び知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定について証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の原本の確認を行う。

分野	資格・免許・検定・経歴
柔道	二段以上（講道館の段位に限る。）
剣道	三段以上（全日本剣道連盟の段位に限る。）
英語	実用英語技能検定（英検）二級以上 ＴＯＥＩＣ四七〇点以上（団体特別受験制度（ＩＰテスト）によるものを除く。） ＴＯＥＦＬ（ＰＢＴ）四六〇点以上（団体特別受験制度（ＩＰテスト）によるものを除く。） ＴＯＥＩＣ　Ｂｒｉｄｇｅ七八点以上 ＴＯＥＦＬ（ＣＢＴ）一四〇点以上 ＴＯＥＦＬ（ｉＢＴ）四八点以上 国際連合公用語英語検定試験Ｃ級以上
中国語	中国語検定試験三級以上

漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあっては、三級以上） ＴＥＣＣ四〇〇点以上	ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上	日商簿記検定試験二級以上	情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者	令和七年八月十四日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。 (1)　スポーツ大会 日本選手権大会、国民スポーツ大会（国民体育大会を含む。）、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会 (2)　スポーツ ア　日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会のいずれにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民スポーツ大会（国民体育大会を含む。）、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれか一つ以上の大会で実施される競技 イ　アに該当しないが、日本選	スポーツ歴

	警察官Ｂ
	教養試験
	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
	作文試験
	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
	適性検査
	性格、心理等について検査を行う。
	体力試験
	反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシャトルランを行う。
	身体検査１
	指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。
	資格加点
	七１の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定・経歴について、警察業務に資する専門的技能及び知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定について証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の原本の確認を行う。

分野	資格・免許・検定・経歴
柔道	二段以上（講道館の段位に限る。）
剣道	三段以上（全日本剣道連盟の段位に限る。）
英語	実用英語技能検定（英検）二級以上 ＴＯＥＩＣ四七〇点以上（団体特別受験制度（ＩＰテスト）によるものを除く。） ＴＯＥＩＣ　Ｂｒｉｄｇｅ七八点以上（団体特別受験制度（ＩＰテスト）によるものを除く。） ＴＯＥＦＬ（ＰＢＴ）四六〇点以上 ＴＯＥＦＬ（ＣＢＴ）一四〇点以上

	手権大会、国民スポーツ大会（国民体育大会を含む。）、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれかの大会で実施される武道競技

ＴＯＥＦＬ（ｉＢＴ）四八点以上 国際連合公用語英語検定試験Ｃ級以上	中国語 中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあっては、三級以上） ＴＥＣＣ四〇〇点以上	韓国語 ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上	財務 日商簿記検定試験二級以上	情報処理 情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者	スポーツ歴 令和七年八月十四日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。 (1)　スポーツ大会 日本選手権大会、国民スポーツ大会（国民体育大会を含む。）、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会 (2)　スポーツ ア　日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会のいずれにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民スポーツ大会（国民体育大会を含む。）、全日本

学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれか一つ以上の大会で実施される競技

イ　アに該当しないが、日本選手権大会、国民スポーツ大会（国民体育大会を含む。）、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれかの大会で実施される武道競技

２　第二次試験

(1)　口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

(2)　身体検査２

所定の身体検査書の提出により、職務遂行に必要な身体状態の検査を行う。検査費用は、受験者の負担とする。

項目	基準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上
色覚	職務遂行に支障のないこと。
聴力	職務遂行に支障のないこと。
精密検査	職務遂行に支障のない身体状態であること。

四　試験の期日及び試験会場

１　第一次試験

(1)　教養試験、論文試験又は作文試験、適性検査及び資格加点

試験の期日	試験会場
令和七年九月二十一日（日曜日）	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟
	岡山市北区津島中二丁目一番一号 岡山大学一般教育棟

(2)　体力試験及び身体検査１

試験の期日	試験会場

令和七年九月二十日（土曜日）から同月二十三日（火曜日）までのうち一日（受験申込者に対して、直接通知する。）	岡山市北区玉柏二七五三　岡山県警察学校

2　第二次試験（口述試験及び身体検査２）

試験の期日	試験会場
令和七年十一月十五日（土曜日）から同月二十日（木曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号　岡山県庁分庁舎
	岡山市北区玉柏二七五三　岡山県警察学校

五　合格者の発表

岡山県警察本部の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県警察ホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和七年十月八日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和七年十一月二十八日（金曜日）	合格者の受験番号

六　採用及び採用後の給与

1　採用

(1)　第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2)　採用者は、採用候補者名簿に登載した者の中から、岡山県警察本部長が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和八年四月一日とする。

(3)　採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2　給与

(1)　令和七年四月採用者（新卒者）の給料月額は、次のとおりである。

試験区分		給料月額
警察官Ａ	大学卒業者	二六一、六〇〇円
警察官Ｂ	短期大学卒業者	二四九、一〇〇円
	高等学校卒業者	二三二、三〇〇円

(2)　諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給

される。

七　受験手続

１　試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

２　受験申込書は、令和七年七月一日（火曜日）から同年八月十四日（木曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

３　インターネットによる受験申込みは、令和七年七月一日（火曜日）から同年八月十四日（木曜日）までの期間中、岡山県警電子申請サービスにおいて受け付ける。

八　その他

１　試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

２　受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。また、受験案内は岡山県警察ホームページからもダウンロードすることができる。

３　受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

４　六１(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。